

みやま市バイオマスセンター  
包括的運転管理業務  
募集要項

令和6年4月

福岡県 みやま市

# 目次

はじめに

第1章 業務概要	1
第1節 公告日	
第2節 発注者	
第3節 事業費限度額	
第4節 業務内容	
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	2
第1節 スケジュール	
第2節 審査委員会の設置	
第3節 事業者の選定方法	
第3章 参加資格に関する事項	4
第1節 参加者の備えるべき条件	
第2節 参加に関する留意事項	
第3節 参加資格に関する手続等	
第4章 技術提案書等の提出及び審査・公表に関する事項	10
第1節 参加者の備えるべき条件	
第2節 技術提案書等の提出に関する手続等	
第3節 技術提案書等に関する審査等	
第5章 業務条件に関する事項	13
第1節 業務計画の提案に関する条件	
第2節 業務の継続が困難となった場合の措置	
第3節 本市による本業務の実施状況の検証及び評価	
第6章 参加等に関する事項	18
第1節 辞退する場合	
第2節 失格	
第3節 その他	
第7章 業務契約の概要	19
第1節 業務契約について	

第2節 業務契約の締結

第3節 業務契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

第4節 支払い条件

第5節 優先交渉権者が契約をしない場合

第8章 その他 ..... 20

## はじめに

みやま市（以下「本市」という。）は、市内一般家庭・事業所から排出される生ごみ・し尿・浄化槽汚泥等を資源化する「みやま市バイオマスセンター」（以下「本施設」という。）を2018（平成30）年12月より稼働している。

本施設は、循環型社会の形成に貢献することを目的として建設されており、従来のし尿処理施設から脱却し、処理過程で発生するバイオガスおよび消化液をエネルギーおよび肥料へと資源化利用する機能を有し、発生する消化液を農業用の液肥として最大限に活用する施設となっている。

そこで、本市では、これらの機能をもつ本施設の運転管理について、安定性、効率性、合理性に配慮しつつ、経済的な運転管理を行うため、本施設の運転管理全般を行う委託業者を公募する。

「みやま市バイオマスセンター包括的運転管理業務」（以下「本業務」という。）の発注に関する事業者選定を、「みやま市プロポーザル方式実施要綱」に基づき、「みやま市バイオマスセンター包括的運転管理業務公募型プロポーザル方式」（以下「公募型プロポーザル方式」という。）により行う。

「みやま市バイオマスセンター包括的運転管理業務募集要項」（以下「本募集要項」という。）は、本市が本業務を実施する優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により募集選定するにあたり、参加者に対して交付するものである。

参加者は、本募集要項の内容を踏まえ、必要な参加書類を提出することとする。なお、本募集要項に併せて配布する仕様書、様式集、優先交渉権者選定基準も本募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

## 第1章 業務概要

### 第1節 公告日

令和6年4月1日

### 第2節 発注者

みやま市長 松嶋 盛人

### 第3節 事業費限度額

560,356千円（税込）

（令和6年7月1日～令和9年6月30日まで）

各会計年度の支払限度額

年度	限度額
R6年度(9か月間)	140,089,000円
R7年度(12か月間)	186,785,333円
R8年度(12か月間)	186,785,333円
R9年度(3か月間)	46,696,334円
合計	560,356,000円

## 第4節 業務内容

### 1 業務名

みやま市バイオマスセンター包括的運転管理業務

### 2 業務場所

業務概要	施設名称	場所
運転管理業務	バイオマスセンター	みやま市山川町重富121番地内
	サテライト消化液貯留設備	みやま市瀬高町東津留2-1番地内
液肥運搬・散布業務	—	みやま市全域

### 3 業務内容

本業務の委託範囲は、仕様書に掲げる設備の運転操作、監視、記録、日常的な保守点検、保全整備およびこれら運転管理に付随する一切の業務とする。業務の主な内容は次のとおりとする。業務の具体的内容は、仕様書に定める。

- (1) 受入管理業務
- (2) 運転管理等業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 液肥散布運搬等業務
- (5) その他の業務

### 4 業務期間

引継期間：令和6年6月5日から令和6年6月30日まで

履行期間：令和6年7月1日から令和9年6月30日まで（3年）

### 5 業務の実施形態

本業務は、事業者から業務方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して優先交渉権者を選定する総合評価方式を採用する。

## 第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 第1節 スケジュール

本業務の事業者の選定スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

内 容	年 月
公告	令和6年4月1日(月)
募集要項等 <sup>※</sup> に関する質問 受付期間(第1回)	令和6年4月1日(月)～4月8日(月)
募集要項等 <sup>※</sup> に関する質問 回答(第1回)	令和6年4月8日(月)～4月12日(金)
参加表明書及び参加資格確認申請書類の提出期間	令和6年4月8日(月)～4月12日(金)
資格審査結果の通知	令和6年4月17日(水)
仕様書の配布・参考資料の閲覧期間	令和6年4月17日(水)～4月23日(火)
仕様書等に関する質問 受付期間(第2回)	令和6年4月17日(水)～4月26日(金)
仕様書等に関する質問 回答日(第2回)	令和6年5月2日(木)
技術提案書類等の提出期間	令和6年5月2日(木)～5月22日(水)
見積書の提出期間	令和6年5月2日(木)～5月22日(水)
技術提案書類等に関するヒアリング	令和6年5月30日(木)
優先交渉権者の選定及び公表	令和6年6月4日(火)
業務本契約締結	令和6年6月5日(水)
業務引継期間	令和6年6月5日(水)～6月30日(日)
業務開始	令和6年7月1日

※ 仕様書及び様式集（技術提案書等に関する様式）は除く。

### 第2節 審査委員会の設置

発注者は、副市長・みやま市職員で構成する「みやま市バイオマスセンター包括的運転管理業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、透明性を確保し、公正かつ適正に優先交渉権者を選定する。

### 第3節 事業者の選定方法

本市は、優先交渉権者選定基準に基づき、審査委員会の審査評価を経て、総合評価方式により優先交渉権者を選定する。

## 1 資格審査

事業者が、本募集要項に示した参加資格要件を満たしているかの審査を行う。参加資格要件を満たさない参加者は失格とする。

## 2 技術審査

資格審査を通過した参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、優先交渉権者選定基準に基づき、技術提案書等について審査し、技術評価点を決定する。

審査委員会は、技術提案書等の審査及び評価を行うにあたり、最終審査対象者に対し、令和6年5月30日（木）にヒアリングを行う。

## 3 価格審査

技術審査の終了後に価格審査を行う。

なお、価格審査に先立ち、見積書の開札を5月30日（木）に行う。見積書に記載された見積価格が、限度額の範囲内であることの確認を行い、見積価格を点数化し、価格評価点を決定する。

## 4. 総合評価値の算定及び優先交渉権者の選定

技術評価点と価格評価点から総合評価値を算出し、総合評価値の最も高い最終審査対象者を優先交渉権者とする。なお、総合評価値が最も高い最終審査対象者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決める。

# 第3章 参加資格に関する事項

## 第1節 参加者の備えるべき条件

### 1 参加者の構成等

本事業への参加者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- ① 参加者は、単独企業とする。
- ② なお、複数の企業で構成する企業体（共同企業体等）の参加は認めないものとする。

### 2 参加者の要件

プロポーザル方式における提案者は、次の各号に掲げる要件(以下「提案資格」と

いう。)のすべてを満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) みやま市競争入札参加資格者名簿に登載された者
- (3) みやま市指名停止等措置要綱(平成19年1月29日告示第14号)に基づく指名停止を受けていない者(公募型プロポーザル方式にあつては公告から受託候補者の特定の日まで、指名型プロポーザル方式にあつては指名通知の日から受託候補者の特定の日までの期間の一部又は全部が、指名停止の期間に該当しない者とする。)
- (4) 地方公共団体等から類似施設\*の運転管理、保守管理および施設管理を元請けとして受託し、継続して1年以上履行した実績を有している者であること。
- (5) プロポーザル参加申込書提出時において、「みやま市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例」平成24年12月14日(条例第29号)で定める技術管理者の資格者を有すること。
- (6) 本稼働までに、下記のア～ケの有資格者を専任で配置できること。

資格名	必要人数
ア し尿汚泥再生処理施設技術管理士	1名
イ 有機性廃棄物資源化施設技術管理士	1名
ウ 電気工事士(2種)	1名
エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	1名
オ 危険物取扱者(甲種又は乙種4類)	1名
カ 玉掛け(玉掛け技能講習修了者)	2名以上
キ フォークリフト運転技能資格者	2名以上
ク 不整地運搬車運転者 (不整地運搬車運転技能講習修了者)	2名以上
ケ 中型自動車運転免許(マニュアル車)	2名以上

- (7) 上記要件(2)にかかわらず、次の書類を提出した者は、上記要件に準ずる資格があるものとみなす。
  - ① 納税証明書(国税、県税、市税)
  - ② 法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
  - ③ 印鑑証明書(代表者又は事業主のもの)
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に関する誓約書、役員等調書及び照会承諾書

※ 類似施設とは、し尿及び浄化槽汚泥又は有機性廃棄物を処理又は資源化する施設のことを示す。

## 2 参加資格の取り消し

参加者が参加資格確認日から契約締結日までの間に参加資格要件を欠く事態に至った場合には、参加資格を取り消す。

## 3 参加者の変更

原則として参加者の変更はできない。

## 第2節 参加に関する留意事項

### 1 募集要項等の承諾

参加者は、参加表明書及び参加資格確認申請書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

### 2 費用の負担

参加に関し必要な費用は、参加者の負担とする。

### 3 使用言語及び単位

提出書類等に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 4 著作権

参加者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。ただし、本市は、参加者の承諾を得た場合には、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

### 5 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更や再提出はできないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しないものとする。また、参加者から提出された提案書類については、提案資格の確認および受託者の決定以外には、使用しないものとする。なお、公にすることにより、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公開しないものとする。

### 6 資料の取扱い

本市が提供する資料は、プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、また内容を提示することを禁じる。

## 7 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、募集に当たって必要な事項が新たに生じた場合には、参加者に通知する。

## 第3節 参加資格に関する手続等

### 1 募集要項等の交付

募集要項等の交付を次のとおり行う。

(1) 交付日

令和6年4月1日（月）

(2) 交付方法

みやま市のホームページ (<http://www.city.miyama.lg.jp/>)

### 2 現地視察の実施

募集要項等に関する説明会は実施しないが、現地視察を次のとおり実施する。

当該視察は、原則として、参加希望企業ごとに実施する。

(1) 視察日時

視察日時は、令和6年4月8日（月）から令和6年4月12日（金）の9時～15時までの日時において、申込希望日を参考に調整し、本市が指定する。

(2) 集合場所

ルフラン校舎玄関 みやま市山川町重富121番地

(3) 現地視察

バイオマスセンター：みやま市山川町重富121番地

サテライト消化液貯留設備：みやま市瀬高町東津留2-1番地内

(4) 参加申込方法

参加申込は、Eメールにより行うこと。様式は任意とするが、件名（標題）は【みやま市バイオマスセンター包括的運転管理業務 現地視察参加申込】とし、次の事項を記載すること。なお、Eメール送信後は、必ず着信を確認すること。参加人数は、5名以内とする。

- ① 商号又は名称
- ② 所属・担当者名
- ③ 電話・Fax
- ④ E-Mail

⑤ 視察希望日時	第1希望	令和6年	月	日	時	～
	第2希望	令和6年	月	日	時	～
	第3希望	令和6年	月	日	時	～

⑥ 参加人数

(5) 申込先

第8章その他 2 申込・提出先を参照

### 3 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等（仕様書及び技術提案書等に関する様式は除く）の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(1) 質問受付期間

令和6年4月1日（月）～令和6年4月8日（月） 午前9時～17時まで。

(2) 提出方法

【様式第1号】の募集要項等に関する質問書に質問内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。なお、Eメール送信後は、必ず着信を確認すること。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft word」とする。

(3) 提出先

第8章その他 2 申込・提出先を参照

### 4 募集要項等に関する質問に対する回答の公表

募集要項等に関する質問に対する回答を次のとおり公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

(1) 質問に対する回答の公表期間

令和6年4月8日（月）～令和6年4月12日（金）

(2) 公表方法

みやま市のホームページ (<http://www.city.miyama.lg.jp/>)

### 5 参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付

以下により、参加表明書及び参加資格確認申請書類を受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年4月8日（金）～令和6年4月12日（金）

- (2) 受付場所  
第8章その他 2 申込・提出先を参照
- (3) 提出方法  
持参とし、その他の方法は認めない。
- (4) 提出書類
- ①【様式第2号】参加表明書
  - ②【様式第3号】参加資格確認申請書
  - ③【様式第4号】会社概要
  - ④【様式第5号】類似施設の運転管理業務実績  
・添付書類  
記載内容が確認できる契約書等の写し。
  - ⑤【様式第6号】配置予定技術管理者届  
・添付書類  
各資格証の写し。
  - ⑥ 印鑑証明書及び印鑑届（任意様式：実印を押印の上、本業務の応募手続き等に使用する印鑑及びその使用者を届けること）
  - ⑦ その他参加資格要件が確認できる登録証、許可証及びその他書類
- (5) 提出部数  
正1部
- (6) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果については、令和6年4月17日（水）に【様式第2号】に記載された代表者に対し、書面にて発送・通知する。
- (7) 参加資格がないと認めた理由の説明要求  
参加資格がないと認められた者は、本市に対してその理由の説明を書面により求めることができる。なお、様式は任意とする。
- ① 受付期間  
令和6年4月17日（水）～令和6年4月22日（月）  
午前9時～17時まで。
  - ② 受付場所  
第8章その他 2 申込・提出先を参照
  - ③ 提出方法  
持参とし、その他の方法は認めない。
- (8) 資格審査結果に対する説明要求書への回答  
説明を求めた者に対する回答は令和6年4月26日（金）までに様式第2号に記載された代表者に対し、書面にて通知する。

## 第4章 技術提案書等の提出及び審査・公表に関する事項

### 第1節 参加者の備えるべき条件

参加資格が確認された参加者とする。

### 第2節 技術提案書等の提出に関する手続等

#### 1 仕様書等の配付及び閲覧

仕様書等の配付及び閲覧を次のとおり行う。

(1) 配付及び閲覧期間

令和6年4月17日（水）～令和6年4月23日（火）

(2) 配付及び閲覧資料

配布資料：仕様書、設計図面、生活環境影響調査報告書等

閲覧資料：バイオマスセンター機能検査報告書、精密機能検査報告書

(3) 配付及び閲覧方法

配布資料は、データ（CD-R）で配布する。閲覧資料は、みやま市役所 環境経済部 環境政策課で閲覧可能とする。

#### 2 仕様書等に関する質問の受付

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(1) 質問受付期間

令和6年4月17日（水）～令和6年4月26日（金）午前9～17時まで。

(2) 提出方法

【様式第1号】の募集要項等に関する質問書に質問内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。なお、Eメール送信後は、必ず着信を確認すること。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Excel」とする。

(3) 提出先

第8章その他 2 申込・提出先を参照

#### 3 仕様書等に関する質問に対する回答

仕様書等に関する質問に対する回答を次のとおり通知する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

(1) 質問に対する回答日

令和6年5月2日（木）

(2) 回答方法

書面にて回答する。

#### 4 技術提案書等書類の受付

以下により、技術提案書等書類を受け付ける。提出書類を確認後、本市は受領書を発行する。

(1) 受付期間

令和6年5月2日(木)～令和6年5月22日(水)

(2) 受付場所

第8章その他 2 申込・提出先を参照

(3) 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

(4) 提案書類

「仕様書」に従い、技術提案書等を作成すること。なお、「仕様書」に示す要求水準を満たしていない場合は失格とする。

- ①【様式第8号】 技術提案書類提出届
- ②【様式第9号】 仕様書に関する確認書
- ③【様式第10号】 提案書表紙
- ④【様式第11号】 業務全般
- ⑤【様式第12号】 全体計画
- ⑥【様式第13号】 人員体制
- ⑦【様式第14号】 安全管理の体制
- ⑧【様式第15号】 緊急事態発生時の体制
- ⑨【様式第16号】 地域経済への貢献
- ⑩【様式第17号】 受入管理業務
- ⑪【様式第18号】 運転管理等業務
- ⑫【様式第19号】 維持管理・機器点検整備業務
- ⑬【様式第20号】 液肥散布運搬等業務
- ⑭【様式第21号】 その他の業務
- ⑮ 電子データ 提案書のうち、様式第8号～様式第21号の内容を記録したデータ(CD等) (使用ソフト:Microsoft「Word」及び「Excel」(Windows対応))。

(5) 提出部数

ア 提案書・・・・・・・・ 正1部 副8部

提案書は、様式第8号～様式第21号の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4縦長左ホッチキス綴りする。

イ 電子データ・・・・・・・・ 1式

提案書のうち、設計図面以外の様式第8号～様式第21号の内容を記録したデータ(CD等)

1式（使用ソフト：Microsoft「Word」及び「Excel」（Windows対応））を提出すること。

## 5 見積書の受付

以下により、見積書を受け付ける。

### (1) 受付期間

令和6年5月22日（水）17時まで

### (2) 受付場所

第8章その他 2 申込・提出先を参照

### (3) 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

### (4) 提案書類

「仕様書」に従い、見積書を作成すること。なお、公告に示す限度額を下回っていない場合は失格とする。

- ①【様式第22号】 見積書類提出届
- ②【様式第23号】 見積書
- ③【様式第24号】 見積内訳書

## 第3節 技術提案書等に関する審査等

### 1 提案書類に関するヒアリング

審査委員会によるヒアリングを行う。

#### (1) ヒアリング開催日時

令和6年5月30日（木）（ヒアリングの順番は、提案書類の受付順とする。）

#### (2) その他

技術提案参加者のヒアリング場所、時間及び方法等の詳細は、【様式第2号】に記載された代表者に対し、事前に別途通知する。ヒアリングの出席人数は各5名以内とする。

### 2 審査

#### (1) 技術提案書等の形式審査

技術提案書等に記載された内容が、次の形式審査項目を満たしていることを確認する。

- ① 技術提案書等の内容が、仕様書に示す要求水準を満たしていること。
- ② 技術提案書等の内容が、募集要項及び様式集に示す提案書の作成に関する条件に違反していないこと。
- ③ 技術提案書等全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

- (2) 技術提案書等の技術審査  
技術提案書等の審査にあたっては、審査委員会において「優先交渉権者選定基準」に基づき、技術提案書等を総合的に審査し、評価に応じて得点を付与する。
- (3) 見積価格の価格審査  
見積価格の価格審査にあたっては、見積書に記載された見積価格が、限度額の範囲内であることの確認を行い、「優先交渉権者選定基準」の得点化方法に基づき、得点を付与する。
- (4) 総合評価値の算定  
技術評価点と価格評価点から総合評価値を算出し、総合評価値の最も高い最終審査対象者を優先交渉権者とする。なお、総合評価値が最も高い優先交渉権者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決める。
- (5) 審査結果の通知及び公表  
本市は審査結果をすべての参加者あてに令和6年6月中に【様式第2号】に記載された代表に対し、通知する。また、審査結果を講評として取りまとめ公表する。
- (6) 審査結果に対する苦情  
参加者は、審査結果に対し苦情を申し立てることはできない。

## 第5章 業務条件に関する事項

### 第1節 業務計画の提案に関する条件

本業務の実施に係る条件は次のとおりとする。事業者は、これらの条件を踏まえて、応募書類を作成すること。

#### 1 本施設等の使用

事業者は、本業務を実施するために必要な範囲において、本施設及び本施設に備える備品並びに本市が貸与する備品等を無償で使用できる。

#### 2 本市が支払う委託料

本市が、事業者に対し業務の対価として支払う委託料は、受入管理業務等で構成され

るものとし、それぞれの内容を次に示す。

業務内容	項目	備考(参考)
(1)受入管理業務 (2)運転管理等業務 (3)維持管理業務 (4)液肥散布運搬等業務 (5)その他の業務	・人件費	
	・用役費	・薬品費 ・燃料費 ・光熱水費
	・定期点検費	・自動扉 ・換気、空調、給排水、衛生設備 ・吊上げ装置(ホイストクレーン) ・その他設備等
	・法定点検費	・搬入物性状分析 ・搬入計量装置検査 ・フォークリフト点検 ・液肥分析、放流水分析 ・排ガス、悪臭、騒音・振動測定 ・自家用電気工作物保安点検 ・消防設備点検 ・液肥散布車点検 ・液肥運搬車車検 ・その他点検費
	・部品交換・補修費・ 点検整備費	・生ごみ収集桶の購入 ・設備機器部品交換費 ・プラント設備補修費(部品、材 料、その他補修に掛かる経費等 を含む)
・その他経費	・事務費(消耗品、印刷、被服等) ・一般管理費 ・保険等費用 ・清掃、環境整備等費用 ・その他経費	

### 3 リスク管理の方針

#### (1) 基本的考え方

本業務における運転及び維持管理の責任は、原則として事業者が負う。但し、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、本市が責任を負う。

#### (2) リスク分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、原則として下記「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、業務契約で定める。

リスク種類	リスク内容	負担区分	
		市	事業者

法令等、制度変更 (税制度を含む)	① 本施設の設置や管理等に影響を及ぼす法令等、制度の新設又は変更	○	
	② 上記以外の法令等、制度の新設又は変更	○	
許認可リスク	③ 本市が取得すべき許認可の遅延に伴うもの	○	
	④ 事業者が取得すべき許認可の遅延に伴うもの		○
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	⑤ 施設管理、運転業務に対する住民及び本施設利用者からの苦情、要望及び訴訟への対応	協議事項	
	⑥ 事業者の故意又は過失により第三者へ損害を与えた場合の賠償		○
	⑦ 上記以外の理由により第三者へ損害を与えた場合の賠償	○	
本施設の性能確保リスク	⑧ 設備及び備品自体の瑕疵に起因するもの	○	
	⑨ 経年劣化による補修		○
	⑩ 大規模な設備の入れ替え	協議事項	
	⑪ 本施設運営上の過失（事業者の責めに帰すべき事由）により、施設が処理不能になった場合の経費の増加及び履行不能		
不可抗力	⑬ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、放火、近隣からの延焼、争乱、暴動その他の、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う本施設、設備の損害、同修復による経費の増加及び履行不能	○	
	⑭ 消化液（液体肥料）の成分上の問題により、肥料として利用不能になった場合の経費の増加及び履行不能	協議事項	
セキュリティリスク	⑮ 本施設の警備の不備による情報漏洩及び盗難に伴うもの		○
損害保険	⑯ 本施設、設備及び備品の火災保険への加入	○	
	⑰ 貸与車両の自動車賠償責任保険及び自動車任意保険への加入	○	
	⑱ 第三者賠償責任保険への加入（保険金額1億円以上）		○
その他	⑲ 社会情勢の変化による光熱水費単価の著しい変動	協議事項	

#### 4 保険

- (1) 本市は、バイオマスセンターの以下の建物を対象に建物総合損害共済事業（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。
  - ・ 排水処理棟
  - ・ 生ごみ処理棟
  - ・ 消化液貯留槽
  - ・ 発酵槽
  - ・ ガスホルダ
  - ・ 車両格納庫
  - ・ サテライト消化液貯留槽
- (2) 本市は、貸与する車両（フォークリフト2台、液肥散布車3台、液肥運搬車9台）について自動車共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。
- (3) 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。
- (4) 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

#### 5 資金調達

事業者が、業務実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該の資金調達に係る融資確約書等を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

#### 6 地域経済への配慮

- (1) 雇用については、地元及び経験者の採用に配慮すること。
- (2) 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

#### 7 情報の提供について

事業者は、本業務の履行にあたり、運転状況の技術的な見解を示す書類、設備状況に関する書類、図面及び写真等の資料について、本市への必要な情報の提供を行うこととする。

#### 8 本業務の委託

事業者は、本業務の全部若しくは一部を外部に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、地元企業等、外部に委託し、又は請け負わせることについて、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 第2節 業務の継続が困難となった場合の措置

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合
- ① 事業者の提供するサービスが、業務契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、事業者は一定期間内に改善策を提出し、その内容を実施する。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、本市は、業務契約を解除することができる。
  - ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、業務契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は業務契約を解除することができる。
  - ③ 前号の規定により本市が業務契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (2) 本市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合
- ① 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により業務の継続が困難となった場合、事業者は業務契約を解除することができる。
  - ② 前号の規定により事業者が業務契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。
- (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合  
不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、業務継続の可否について協議することとする。なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、業務契約を解除することができる。
- (4) その他  
その他、業務の継続が困難となった場合の措置の詳細は、業務契約に定める。

## 第3節 本市による本業務の実施状況の検証及び評価

本市は、契約に基づき提供される運転運營業務の要求水準を確認するため、本業務の実施状況の検証及び評価を次のとおり行う。

### (1) 業務実施状況

本市は、事業者が提出する、運転日誌、業務日報、月次業務報告書及び年次業務報告書等により、事業者の業務実施状況を監視する。また、本市は、施設の運転管理等業務の状況把握を目的として、随時、書面及び現地調査等により事業者の業務実施状況の確認を行う。また、事業者が実施する本業務について、その内容が適正な業務水準であるか定期的に検証及び評価を行う。このとき、業務内容が過剰な場合と未達の

場合には、適正な業務水準となるよう双方で協議し契約金額の見直しを行うとともに、未達の場合には、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

(2) 業務の実施状況の検証および業務完了後の運転管理方法の検討

本市は、財務状況や業務実施状況について検証・評価を行う。また、本業務委託期間終了後の運転管理の方法について、指定管理者制度への移行を前提とし、協議・検討する。

(3) 業務の改善勧告

本市は、事業者が本業務の契約に基づく関係書類に定める要求水準を充足していないことが判明した場合、事業者に対し改善勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。

本市は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者に支払う委託料の減額を行うことがある。

また、本市の改善勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、本市は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。

## 第6章 参加等に関する事項

### 第1節 辞退する場合

参加表明書及び資格審査申請書類を提出し、参加資格を認められた者が参加を辞退する場合は、【様式第7号】辞退届を本市に持参すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の本市の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

### 第2節 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出日時までに提案書類が提出されない場合
- (2) 提出された提案書類に不備がある場合
- (3) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 募集要項等に違反すると認められた場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える場合

### 第3節 その他

本市が提示する資料及び回答は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

また、以後配付するものが募集要項等を補完・修正するものである場合には、募集要項等の内容に優先するものとする。

## 第7章 業務契約の概要

業務契約は、本市の提示する条件及び優先交渉権者の提案内容に基づき締結するものであり、業務実施者が遂行すべき業務の内容等を定めるものである。

### 第1節 業務契約について

本市と優先交渉権者が締結する業務契約書の内容については、「委託契約書」に準じるものとする。本市と優先交渉権者との間で、みやま市バイオマスセンターの包括的運転管理業務における本市と優先交渉権者の役割、責任分担について明確化する。

### 第2節 業務契約の締結

#### 1 契約のスケジュール（予定）

業務契約の締結スケジュールは、以下を予定しているが、参加者の提案及び契約に至る進捗等により変更する場合がある。

(1) 業務契約の締結 令和6年6月5日（水）

#### 2 契約の概要

契約内容は、業務内容等を包括的かつ詳細に規定するものである。契約締結に係る費用は事業者負担とする。

#### 3 損害賠償

本市との契約締結までの間において、優先交渉権者が「第3章 第1節 2参加者の要件」に掲げるいずれかの要件に該当しないこととなった場合には、本市は契約を締結しないことができるものとする。この場合、優先交渉権者は、本市に対して、一切の費用負担請求及び損害賠償請求をすることができない。この場合、本市は、優先交渉権者に対して、契約が締結できないことによって生じた費用を請求することができる。また、要件を満たさないことについて優先交渉権者の故意又は過失がある場合には、本市は、優先交渉権者に対して、損害賠償請求をすることができる。

### 第3節 業務契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

本市と優先交渉権者との間で締結する業務契約の解釈について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議するものとする。また、業務契約に係る訴訟については、本市を管轄する日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

## 第4節 支払い条件

- (1) 令和6年度から令和9年度までの業務出来高については、各会計年度の支払限度額に呼応する金額とする。
- (2) 上記、支払及び業務出来高について、落札金額、予算又は工期等により変更する場合がある。

## 第5節 優先交渉権者が契約をしない場合

本市は、優先交渉権者が契約を締結しないときには、総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行うことができる。

## 第8章 その他

### 1 その他

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、地方自治法等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも住民の信頼を失うことのないように努めること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、本市の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 募集要項等を入手した者は、これをプロポーザル手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 再委託を必要とする場合には、可能な限り地元業者に発注するように十分配慮すること。
- (5) 優先交渉権者選定後、やむを得ず配置予定技術管理者を変更する場合には、当初の配置予定技術管理者と同等以上の者を配置すること。
- (6) 本業務に関して、提案事業者が1社のみの場合であっても、選考委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

### 2 申込・提出先

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

みやま市役所 環境経済部 環境政策課 担当：今村、山下

TEL：0944-64-1545 FAX：0944-64-1546